

## 講演

# 最近の薬事行政について



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
薬事企画官 医薬情報室長

**安川孝志** (東京会場)



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
薬局・販売制度企画室主査

**小澤 裕** (大阪会場)

東京会場の講演では、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室の安川薬事企画官に、最近の薬事行政についてお話しいただいた。

安川薬事企画官は、ハーボニーの偽造品流通問題への対応をはじめ、GDPガイドライン、医薬品医療機器制度部会の議論と薬機法改正などの最近の動きを紹介。偽造品問題は医薬品の品質管理の重要性を再認識するきっかけとなり、このような問題を二度と起こさないためにも国民の健康的な生活の確保を図るといふ薬剤師の役割を十分認識して業務を進めてほしいと強調した。また、医薬品卸に対しては、医薬品の品質確保に向けてGDPガイドラインに対応することの重要性を訴えた。

## はじめに

ハーボニーの偽造品の問題が起こり、卸の管理者や薬剤師の役割が注目されています。

本日は、偽造医薬品対策を振り返り、次に昨年末に出たGDP (Good Distribution Practice : 医薬品

の流通に関する基準) ガイドライン、そして現在検討している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」等の改正の前提となった医薬品医療機器制度部会の議論についてお話しします。

## 偽造医薬品流通防止に向けた取組

### ●発端はハーボニー偽造品の流通

まず、偽造医薬品の流通についてお話しします。C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通の事案が発端でした。我々は処方箋を持って薬を受け取ったときに偽造品だったということは通常起こらないだろうと考えていました。2年前の平成29年1月にハーボニーの偽造品流通の一報がありました。何が起こったのか事態が十分把握できず、その影響も読めずに不安が募る中、緊張感を持って対応しました。幸い、患者さんが服用する前に気づいたので健康被害はありませんでしたが、こういう事態が起こり得る環境になったことを改めて考える必要性を痛感しました。

WHOは偽造薬を、規格外、無承認・無許可、偽造のパターンで定義しています。規格外と無承認・無許可については日本でも監視していますが、偽造については不正に虚偽表示した医薬品の防止を考えなければならぬと感じました。

### ●医薬品卸と薬局、薬剤師の役割

医療用医薬品は、製造から販売まで、薬機法の中で品質、有効性、安全性の確保のために各種業態で様々なルールをつくっています。製造と出荷段階ではGMP、GVP、GQP、流通段階ではGDPのルールに則って対応しています。

流通を担う卸の皆さんの大事な役割は、製造販売業者が出荷した医薬品の品質を維持して全国の薬局や医療機関に届けることです。

一方、地域の薬局や薬局薬剤師に対しては、処方箋を持って来た患者さんに薬を出すだけでなく、かかりつけ薬剤師として薬物療法に責任を持って対応することが求められるようになりました。そこで厚労省は、平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を公表しました。その中の考え方の1つとして「対物業務から対人業務へ」があります。単に薬を渡す業務に集中するのではなく、患者さんの病気を治すための業務に取り組んでいこうということです。もちろん、薬の管理業務自体を軽んじてはなりません。薬の管理は大前提であり、そ

の上での対患者さん業務になります。今回の偽造品事案を受け、対人業務にシフトしても品質管理の重要性は変わらないことを、我々としても常に発信していかなければならないと思いました。

### ●ハーボニー偽造品発生後の対応

ここで、ハーボニー偽造品発生後の対応について振り返ります。

初動対応として、現状の把握に努めました。自治体と協力しながら、流通経路を把握し、ほぼ全貌が分かった段階で次のステップとして再発防止の対応を進めました。発覚直後は緊急の通知で再発防止を図り、その後、「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」を立ち上げ、偽造品流通が二度と起こらないための取組を検討しました。その中間まとめを受けて厚生労働省令を改正し、偽造品防止のためのルールを作成して対応したところです。検討会自体は、平成29年の年末にとりまとめを公表しました。

このように平成29年は、偽造品流通防止に何が必要かを検討する中で適正な流通について改めて考えていく1年間となりました。

具体的には、まず、偽造品を出した薬局から購入伝票や記録を見ながら流通経路を確定させました。その中で偽造品が見つかった場合にはそれを確保して流通しないようにするとともに、実際に患者さんに渡った流通ルートでは患者さんが誤って服用したかどうかを調べ、患者さんが服用していなかったことを確認しました。

ハーボニーの偽造品が流通した要因としては、卸が購入したときに相手方を確認しなかったことがありました。また、ボトルがきちんと箱に入っていて封がされた状態で流通されなければならないにもかかわらず、ボトルの状態で購入して流通させていました。箱も添付文書もない状態で、普通に考えればおかしいはずですが、疑問も感じずに購入して薬局へ販売したのです。そのとき、管理者は何をしていたのでしょうか。漫然と業務を進めていたのか、あるいは確信犯だったのか。通常の流通品と違うものであればおかしいと感じ、しっかり確認するはずです。この偽造品流通に関

わった当事者に対しては、廃業や改善措置命令、業務停止などで厳正に対処しました。

### ●省令改正による医薬品流通のルール化

この事案が起こったことを受け、薬剤師会、保険薬局協会、チェーンドラッグストア協会の薬局・薬剤師関係業界は再発防止に動きました。偽造品に対して厳正に対応することがまとめ、薬剤師、薬局が一丸となって偽造品の流通防止に取り組むというメッセージが発せられました。

また、「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」では関係者が委員となって議論を進めて中間とりまとめを行い、それを受けて厚生労働省令を改正しました。偽造品流通の背景には、秘密厳守のために相手を確認せずに購入することがありました。そこに偽造品が入り込む余地があったわけなので、秘密厳守の取引を根絶しなければなりません。許可業態をきちんと持っている取引先かどうかを確認し、記録にしっかり残すという一連の行為を厚生労働省令の中でルール化しました。医薬品の管理も含め、様々なルールを設け、適正な流通経路でないところから入ってくる余地を与えない対応を図ったところです。

しかし考えてみれば、取引相手を確認したり、記録しておくことは、当たり前のことではないでしょうか。記録を残しておけば、後で何か問題が発生したときにはフィードバックでき、トレーサビリティを把握できます。適正な流通経路を確保する上で大事なことなので、作業負担はあると思

いますが記録をしっかりと保存しておく必要があります。省令改正に伴うルールに関してはQ&Aを出していますので、参考にしてください。

もっとも、実際に運用していく中では、疑問点や改善したほうがいい点なども出てくるのでしょうか。皆さんも試行錯誤しながら取り組んでいるところだと思いますので、ルールの中で気づかれたことがあれば意見を聞かせていただければと思います。我々も適切な運用に向けて現場の意見を知りたいので、卸の勤務薬剤師として意見をお寄せください。

このルールをより良いものにし、着実に運用することで偽造品が二度と流通しないようにしたいので、よろしくお願いします。

### ●最終とりまとめを踏まえた取組

また、「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」の最終とりまとめでは、GDPにもつながるところですが、流通過程における品質の確保の取組の中で「医薬品の適正流通に関するガイドラインにより、卸売販売業者の自主的な取組を促すべき」とされました。

この最終とりまとめを受けて様々な取組を進めていますが、その1つに医薬品の封の取扱いがあります。封の取扱いは、以前の薬事法の施行当時の通知がそのままだったので、それを現状に合う形にするため、平成30年8月に封の取扱いの考え方を示し、それに則って対応しています。

それから、卸の皆さんには直接関わりはありませんが、今回偽造品の問題が起こったことを受けて、医療機関や薬局向けに「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアルの平成30年改訂版を厚労省の研究班でまとめました。

このマニュアル自体は、平成19年頃に医療機関や薬局に対して業務手順書の作成が義務づけられたことを受けてつくられていたものです。それを今回の偽造品流通問題を踏まえて改訂し、医療機関や薬局にも偽造品の流通・使用防止を図ってもらうための考え方を示しました。実際に医薬品を使用する現場において偽造品の対応をしっかりと行ってもらおうという趣旨でマニュアルの改訂版を公表



会場を埋めた聴講者(東京会場)



しており、これに基づいて医薬品の安全使用のための業務手順書を作成して安全使用に取り組んでもらっているところです。

このように、中間まとめを踏まえて厚生労働省令を改正し、最終とりまとめの提言を踏まえて様々な取組がまとまり、それを進めています。最終とりまとめはホームページで公表していますので、検討会でどのような議論があり、どのような考えの下で対策が作り上げられたかを理解する上でも、ぜひ一読いただければと思います。

## GDPガイドラインについて

### ●「医薬品産業強化総合戦略」での記載

次に、GDPガイドラインについて説明します。

先ほどの最終とりまとめでは全体の流通管理のあり方を示し、GDPにつながるものとなっています。GDPガイドラインは世界各国でかなり導入されていますが、日本ではまだGDPがしっかり適用されていない状況にあります。そこで、まだ自主的な取組を促している段階ですが、GDPガイドラインの導入を目指しているところです。

このGDPの策定の動き自体は、従前から方向性としては示していました。

まず、厚労省が医薬品産業の強化に向けた取組をまとめた「医薬品産業強化総合戦略」において、流通のあり方の中にGDPを盛り込んでいます。この総合戦略は平成27年9月の策定ですが、PIC/S(医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム)のGDPの検討のために国内GDPの作成を検討するというところでまとめたところです。これをまとめた後にハーボニー偽造品の事案が起きましたので、総合戦略を改訂した平成29年の段階では、一步踏み込んでしっかり考えていかなければならないということで、PIC/Sに準拠した国内GDPの策定の検討を「速やかに進める」と記載しました。

### ●GDPガイドライン素案の作成

GDPの検討は厚労科学研究の中の研究班で準備を進め、平成28年度から3年にわたって議論しているところです。

具体的には、年度単位で様々な事業を行っており、平成28年度はPIC/S GDPを日本語に翻訳し、日本版のGDPガイドライン素案を作成しました。平成29年度は作成した素案に対し、製造販売業者と卸売販売業者の皆さんがどのくらいその内容を実施しているかの実態把握と、素案に対する意見・要求を調査しました。

その結果、GDPにはいろいろな項目がありますが、全体として実施割合が50%に満たない項目も多く、GDPそのものが普及しているとは言い難い状況であることが分かりました。特に外部委託を行う関係の中で遵守している割合が低く、委託におけるGDPの推進の必要性が明らかになりました。項目によって守っているもの、守っていないものがいろいろあるという結果がまとめられています。

また、「GDP実施責任者」や「温度マッピング」などの基本的な概念の理解やドッグシェルターや温調車などの施設設備も普及していないという課題もありました。

### ●国内向けGDPガイドラインを策定

それを受けて実際のGDPをどう考えるかという研究班の考察の中では、基本的な概念や施設設備の理解浸透・普及が不十分であり、GDPガイドラインの整備と並行して国内関係業者への説明や普及啓発が必要だとしています。

そして、まずはGDPに対する理解を深め、各企業がそれぞれの実態に見合うGDPを工夫して導入できるよう啓発する必要があると結論づけています。いきなりルールで義務づけるのではなく、まずは考え方をしっかり周知し、皆さんの理解を深めながら業態に合った形で対応しなければならないということです。

製造販売業者も卸の皆さんも業態や規模は様々なので、一律に決めるのは無理があり、皆さんの業態に即した形で導入していく必要があります。そしてGDPガイドラインをどう取り入れていくかについて、それぞれが考えていかなければならないところがあります。

まさにそれを考える時期を迎えており、研究班の平成30年度の作業では、12月に平成29年度の調

査結果を踏まえて、PIC/SのGDPガイドライン全般に準拠した国内向けGDPガイドラインを策定しました。厚労省ではこのGDPガイドラインを広く周知することにしており、今回のようなセミナーで説明して業界の皆さんの自主的な取組をしっかりと促していきたいと考えています。

### ●GDPガイドラインの趣旨と目的

GDPガイドライン自体は、いろいろな項目がありますが、その項目が全部新しい話なのかといえば、そうではありません。先ほどの偽造品の対応で厚生労働省令改正を行ったものもありますが、実際に取り組むべき内容という意味では、既に現行制度の中で満たしているものも少なくないのです。ただ、外部委託や温度管理など、まだ現行の省令で拾い切れていないところは当然あります。全体の中で義務化されていない項目に関して、皆さんのほうで考えて対応していくことが大事ではないかと思っています。

GDPガイドラインは、卸売販売業者および製造販売業者の業務を支援し、このガイドラインを遵守することにより、流通経路の管理が保証され、その結果、医薬品の安全性が保持されるための手法を定めるもの、と記しています。そして、偽造医薬品が正規流通経路へ流入するのを防止するための適切な手法を定めるもの、としています。適切な管理体制によって先ほどの偽造品を防止するためにも、製造販売業者と卸売販売業者の皆さんにGDPをしっかり守っていただくことが重要だとの考えに基づいてまとめられています。

目的としては、「卸売販売業者等がそれぞれのニーズに合わせた規則を作るための根拠としても利用することを意図している」としています。皆さんの業態や業務に合った形でどのように取り入れていくかを考えてもらえればと思います。

GDPガイドラインの適用範囲は、医薬品の市場出荷後、薬局、医薬品販売業、医療機関に渡るまでの医薬品の仕入、保管、供給業務です。つまり、製造販売業者と卸売販売業者にGDPガイドラインに則って流通してもらうことで医薬品の信頼性を高めることを目指しているのです。

国際的にはPIC/S GDPとして各国が導入していますが、日本がどのタイミングで義務化していくかは、実質的な状況に応じて段階的に考えていかなければならないと思っています。まだガイドラインを出したばかりなので、考え方をしっかり伝え、理解を深めていって、それに見合った形のルールづくりを業界の皆さんと一緒に議論していきたいと思っています。GDPにしっかり取り組むことは、適正な品質の製品を薬局、医療機関に届けていることの担保となり、偽造品の流通防止につながりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 医薬品医療機器制度部会での議論

### ●3つのテーマで議論

次に、医薬品医療機器制度部会における議論についてお話しします。議論のきっかけは、平成25年の薬事法改正では、その附則で施行後5年を目途に見直すと規定されていたことです。法改正では医療機器や再生医療等製品に関することや安全対策の強化等が行われたわけですが、この5年間について3つのテーマで議論されました。

1つは革新的な医薬品・医療機器等への迅速なアクセス確保・安全対策の充実です。ノーベル賞を取ったオプジーボをはじめ、革新的な医薬品や医療機器がどんどん世に出てくる状況になっています。それを支援するために先駆け審査指定制度などをつくりましたが、革新的な医薬品などを迅速に届けるためにどのような制度設計をすべきかをテーマにしたわけです。また、安全対策が大事なのでセットで議論されました。

もう1つは、薬局・薬剤師のあり方・医薬品の安全な入手です。地域包括ケアシステムの中で、薬局の薬剤師が医療・介護の一員として患者さんの期待に応えるにはどうすればいいかが議論されました。

そして、医薬品・医療機器等の適切な製造・流通・販売を確保する仕組みの充実です。この5年間には承認された製造方法とは違う方法で作られた事案や偽造品が混入する事案など、法令が守られていない事案が続発しており、ガバナンスの

確保をどう考えるかが議論されました。

### ●60社にアンケート調査を実施

その中で卸の皆さんに関係する内容としては、法令遵守体制の確立や医薬品の管理のあり方などが議論の対象になったところです。

具体的には、適正流通確保に向けた卸売販売業者の規制の見直しとして、実態を把握するために卸連合会とジェネリック販社協会の会員60社にアンケート調査を実施しました。

その結果、医薬品営業所管理者の業務として、「モノの管理」ととどまらず、特に注意が必要な医薬品の管理業務などが位置づけられている実態がありました。しかし、業務手順書に明記されていない事業者が散見されたり、管理者が関与する業務には業者によるばらつきが見られました。

管理者の営業所不在時の連絡体制では、電話対応の体制があると回答した59社のうち、薬事監視指導に対する対応を図っているのは12社にとどまっていました。管理者不在時の代行者は企業によって異なっており、連絡体制がはっきりしていないという課題も明らかになりました。

管理者の勤務経験年数では、一定の経験年数のところがある一方、半年以下というところもありました。それから、医薬品を製造販売業者から直接購入していない事業者が一定程度存在している実態も明らかになりました。また、開封済みにも関わらず未開封のように偽装された医薬品の返品・返却を受けたことがあるかについては、70%が「有り」と回答し、そのときの対応として、87%は受け取り拒否と回答しているものの、自治体等へ通報しているところは0%でした。

### ●調査結果を踏まえた検討の方向性

その結果も踏まえた検討の方向性として、医薬品の品質管理の観点からは「モノの出入り」のみならず全体業務の把握と管理が必要であることから、医薬品営業所管理者が管理すべき業務を明確化するとともに、業務手順書に記載することを求めるとしています。そして管理者が着実に業務を行うために必要な権限を付与し、管理者不在時の連絡



会場を埋めた聴講者(大阪会場)

体制や代行者の確保を明確化すること、医薬品全体の品質管理でのトレーサビリティを確保することなどについて検討を進めるとされました。

それとともに、ガバナンスは卸の皆さんに限らず薬機法全体として見直す必要があることから、別に議論されました。

その現状と課題としては、許可を受けている経営陣が、現場の法令遵守上の問題を把握していないことや、そうした問題点に対して適切な対応を図っていないことによる薬機法違反の事例が散見される課題が挙げられています。許可等業者の経営陣として法令遵守体制の意識をしっかりと持ってもらう、組織として法令を守る管理体制を取ることが本来の姿ですが、それが十分できていない事案が結構あったということです。

また、現場における法令遵守上の問題点について、技術責任者と経営陣の認識に乖離がある状況を解消し、許可等業者として必要な改善措置が行われる仕組みを強化するため、何か問題があったときに技術責任者が許可等業者に必要な意見を述べ、許可等業者が必要な処置を講ずる義務を法律で規定すべきではないかとしています。

それとともに、許可等業者の経営陣が負うべき責任を明確にするため、法令遵守や技術責任者の選任、法令遵守のための体制整備を明確に規定すべきではないかとしています。それから、責任を有する役員に対し、何か問題があったときにその役員を変更する命令ができる措置を定めることも検討の方向性として出されています。



### ●制度部会のとりまとめを受け法案検討

昨年12月25日に医薬品医療機器制度部会のとりまとめが行われ、それを受けて薬機法の法案提出に向けた準備を進めているところです。

法案の考え方としては、卸売販売業者と医薬品営業所管理者の役割について、先ほど検討の方向性で述べた内容を新たに法律で定めていこうということです。管理者の意見申述についても、経営陣に対し意見を尊重して措置を講ずる義務を課し、記録することを義務づけていきます。

全体の法令遵守体制も規定し、また、現行法では許可申請時に業務を行う役員について規定していますが、薬事に関する業務に責任を有する役員を明確に位置づけることを考えています。

管理者として何かおかしいと感じた場合は、経営陣にきちんと意見を伝えることが大事です。法令に合っていない業務上の問題を経営陣に伝えることによって、管理者や薬剤師として法令上の責任と義務が果せるのです。そして、そのことを記録に残しておく必要があります。

薬剤師の皆さんは免許を持っていますので、問題を起こした場合は薬剤師法違反で処分を受ける可能性もあります。ですから、薬剤師としての役割と責任をしっかりと認識して毅然とした態度で業務に臨むことが求められているのです。

### ●添付文書情報の電子的な提供

また、制度部会では、安全対策として添付文書情報の提供方法についても議論になりました。

添付文書は、最新の情報を記載して医薬品の箱に同封することになっています。しかし、常に流通している中で同じような紙の文書が何枚も来る状態ではなく、合理的に情報提供する必要があるのではないかという意見があり、添付文書を電子的に扱うことについて議論されました。

その結果、今回の方向性として、添付文書の製品の同梱を廃止し、電子的な方法による提供を基本とすることが適当であるとしています。電子的に提供するには、外箱に添付文書情報へアクセスできるようなQRコードを表示し、新しい情報が見られる環境整備を前提にしています。

ただ、初回の納入時には紙媒体で提供することとし、紙も活用しながら基本的なところを電子化するとしています。紙媒体で提供する際の責任は製造販売業者にありますが、実際の提供では卸の皆さんの協力が必要になります。また、情報が改訂された場合にも紙媒体により医療機関・薬局等に確実に届ける仕組みが必要ですが、それについても卸の皆さんにご協力いただきながら対応することになるでしょう。実際の運用については相談しながら進めていくことになっていきますが、そのような方向性が制度部会から示されています。

### ●3月上旬の法案提出を目指す

薬機法の改正法案は、現在開催中の国会で、3月上旬の提出を目指して急ピッチで法案の準備に取り組んでいるところです。

本日紹介した内容は今回の制度改正のごく一部です。承認制度から安全対策、監視指導、薬局も含め、薬機法のほぼ全体を見直した大きな改正になります。法案がまとまった際には様々な形で情報を提供していきますので、卸の皆さんに関係するところは注視していただければと思います。

いずれにしても多岐にわたる内容であり、段階的に施行していくことになるでしょう。随時、情報提供しながら円滑な運用を目指していきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## その他関連する事項

### ●10連休中の医療提供・医薬品供給体制

その他の関連する事項についてお話しします。

まず、今年のゴールデンウィークの10連休についてです。10連休中に各地域において適切な医療が提供でき、患者さんに支障が生じないようにすることが課題になっています。そのため、今年1月に10連休中に必要な医療提供体制の構築について自治体に通知を出しました。

また、必要な医薬品が医療機関や薬局に供給されなければなりませんので、卸の皆さんの対応も必要になります。地域で医療機関や薬局の開いている状況を踏まえ、医薬品の供給体制を取っても

らうよう、ご協力をよろしく申し上げます。

### ●災害時の連携

次に、災害時の連携です。卸の皆さんのご尽力で災害時においても医薬品の供給が迅速に行われており、改めて感謝申し上げます。

災害時の対応では、自治体との連携が不可欠です。皆さんも各都道府県の業務主管課との連携を図っていると思いますが、平時から連絡体制をしっかり構築し、災害時に有効に機能するよう準備することが大事です。災害救助法に則り都道府県や市町村単位で防災計画がつくられています。その計画に記されている自分たちの地域の災害時対応について確認してもらえればと思います。

### ●薬剤師の目的とは

本日は、卸に勤務している薬剤師の皆さんがお集まりですが、どのような業態であろうと薬剤師は同じ目的の下で国民のために業務を行っています。薬剤師法第1条に薬剤師の任務が規定されていますが、薬剤師の目的は国民の健康な生活を確保することです。調剤や医薬品供給は、そのための手段なのです。モノを渡したり売ることではなく、国民の健康な生活を守るのが目的であることを忘れないでください。

薬剤師会では、薬剤師綱領と薬剤師行動規範を出しています。薬剤師行動規範には薬剤師として求められている役割が記されています。法令遵守はもとより、医薬品の有効性・安全性の確保に対して責任を持った対応や、そのために患者さんに正確・適正な情報提供や指導を行うことなどが記されています。そのことを常に意識して業務を進めていただきたいと思います。

## おわりに

本日の最初に紹介したハーボニーの偽造品の事案は、医薬品の品質管理の重要性を再認識するきっかけになったのではないのでしょうか。また、薬剤師や管理者として業務を進めていく上では、倫理観を持って国民の健康な生活の確保のためと

いう目的を忘れてはなりません。国民に信頼される薬剤師になるため、薬剤師全員がその目的をしっかりと心に刻むことが大事だと思います。

また、業界全体で医薬品の品質確保に責任を持って取り組んでいく必要があります。GDPについては、国際的な動向として今後ますます求められていくでしょう。日本で流通している医薬品が流通現場でしっかり管理されていることを担保する上でもGDPは重要になります。ですから、厚生労働省令改正やGDPガイドラインにしっかり対応していただければと思います。

卸の皆さんにはいろいろなことが求められ大変な状況だと思いますが、患者さんや国民からの信頼を確保するためにも、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

## 質疑応答

**質問** 医薬品卸売業界としては、どのように利益を得ていけばいいのでしょうか。例えば、添付文書を卸売業者が薬局や医療機関に届けるとコストがかかりますので、添付文書の配布を有料化してはどうかと思いました。卸が利益を確保するためのアイデアがあれば教えてください。

**安川** 我々に具体案があるわけではありませんが、取引の関係性の中でどう取り組んでいくのか業界で議論すべき課題かもしれません。卸の皆さんに過剰な負担にならないような合理的なルールや運用方法は考えられると思います。



講師に質問する聴講者